

練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 制度の概要

別紙1のとおり

2 区市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

(1) 必須記載事項

教育・保育提供区域の設定

各年度における教育・保育の量の見込みならびに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期

ア 各年度における教育・保育の量の見込み

イ 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みならびに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期

ア 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

イ 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(2) 任意記載事項

区市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等

産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

ア 児童虐待防止対策の充実

イ 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

ウ 障害児施策の充実等

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

区市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期

区市町村子ども・子育て支援事業計画の期間

区市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検および評価

3 策定スケジュール

別紙3のとおり

子ども・子育て支援新制度の概要について

1. 子ども・子育て支援新制度とは

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援関連 3 法」に基づく制度

幼児期の教育・保育、子育て支援の質・量を充実させることを目的とする

子育て当事者の意見を反映させた「区市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するなど、より地域の実情に沿った子育て支援施策の展開を目指す

2. 今後取り組むべき課題

- 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・待機児童の解消
 - ・地域の保育の支援
 - ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援を充実

3. 制度の創設

認定こども園制度の改善

- ・新たな幼保連携型認定こども園の創設
- ・認可・指導権限を一本化し、認可権限を大都市に移譲

子どものための教育・保育給付の共通化

- ・施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）の創設
- ・地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の創設

地域の子ども・子育て支援の充実

- ・妊婦や乳児に関する事業
- ・多様な保育サービスの充実に関する事業
- ・地域での子育て支援に関する事業

など 13 事業を法定化

4. 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て家庭の実態に応じた事業を計画的に推進するため、5 年を 1 期として、地方自治体に策定が義務付けられたもの

計画を定める際は、子どもと保護者の置かれている環境や意向等を勘案するよう努めることが法定（ニーズ調査の実施）

計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ審議会その他合議制の機関を設置している場合はその意見を聞かなければならない

< 子ども・子育て支援事業計画の主な内容 >

幼児期の教育・保育、地域の子育て支援について、区市町村が定める区域ごとに、5 年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定める

- 産休・育休後の保育施設等の円滑な利用の確保
- ワークライフバランスに係る施設との連携、等

5. 子ども・子育て会議とは

子ども・子育て支援の事業・給付を、子ども・子育て当事者やニーズに合ったものとするため、子どもの保護者や事業主代表、子ども・子育て支援事業に関わる者等の意見を反映させるために設置（国は必置、地方自治体は努力義務）

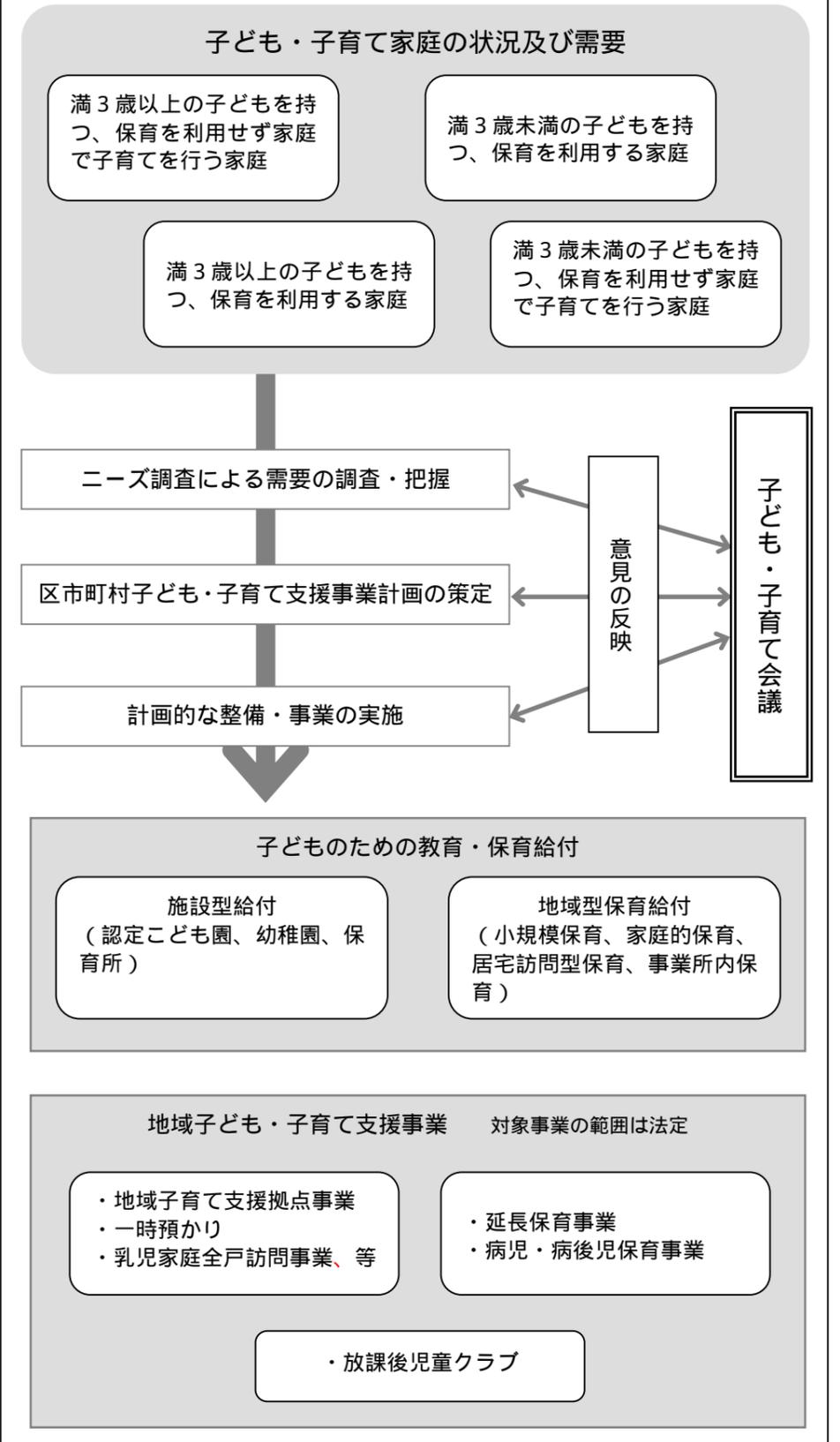
区市町村における子ども・子育て会議では、区市町村子ども子育て支援事業計画の策定に意見を述べるだけでなく、支援施策の実態状況について評価等を行う役割を担う

< 子ども・子育て会議の役割 >

以下の事項について意見を述べること

- 区市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更
- 教育・保育施設を給付対象として確認する際の利用定員の設定
- 地域型保育事業を給付対象として確認する際の利用定員の設定
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項、及び当該施策の実施状況

6. 子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）



子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール(イメージ)

	【H25年度】 H25.4月～H26.3月												【H26年度】 H26.4月～H27.3月				【H27年度】 H27.4月～	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～7月	
次世代育成支援行動計画	・平成24年度実施状況取りまとめ			・実施状況を区議会に報告												3月末法律失効		三法施行
子ども・子育て会議			・子ども・子育て会議条例			・第1回子ども子育て会議(次世代評価・ニーズ調査審議) 9/30開催			・第2回子ども子育て会議(ニーズ調査結果・計画策定方針)			・第3回子ども子育て会議(計画素案審議)		年5回程度の開催を予定				
子ども・子育て支援事業計画			基本指針通知		次世代育成支援行動計画レビュー				量の見込みの検討(都へ報告・協議)		確保策の検討(都へ報告・協議)		計画事業調査・計画事業検討					
	ニーズ調査仕様検討			ニーズ調査・供給量調査				量の見込み集計の手引き(予定)		計画素案策定検討			パブコメ	計画決定				
			教育保育提供区域の設定 保育需給状況の把握									公定価格骨格提示(予定)		公定価格の骨格を踏まえた認定子ども園等への移行に関する幼稚園設置者への意向調査 確認事務				
新制度準備対応			認可基準・確認基準・保育必要性認定基準等の検討							運用の準備		保育必要性認定事務						
	保育緊急確保事業検討=保育計画改定							保育緊急確保事業の実施										
									利用定員の設定検討			運用の準備						

計画施行・一元的実施体制